

35. (Gno.86) 東南アジア諸国の刑法学の研究

代表：曲田 統

2019/02/13 (承認) 2019 年度 (開始)

【研究の目的】

日本の刑法学のさらなる発展のためには、より広範かつ多角的な視野が必要である。そこで、本研究グループでは、これまでほとんど研究対象とされてこなかった東南アジア各国の刑法学の実態に関心を寄せ、日本の刑法学の発展に資する立法・理論を探ることを試みていく。と同時に、日本の刑法学が東南アジア諸国においてどれだけ有用なものとなりうるかについても考察する。およそ法理論・法運用というものは、その根底において、当該国の文化によって支えられているものであるから、東南アジア各国の社会文化・法文化にも目を向け、各国の刑法学と日本の刑法学のあるべき関係性について探求を深めていく。